

会 議 録

会議の名称	令和3年度第3回東久留米市廃棄物減量等推進審議会				
開催日時	令和3年8月24日（火）午後2時00分から午後4時15分				
開催場所	東久留米市役所7階 703会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者（敬称略） 委員：松波 淳也、紺野 琢生、井田 清治、濱野 和也、荒島 久人、古本 栄一、平山 征子、桑原 留里子、井原 恵子、後藤 千賀子</p> <p>●欠席者（敬称略） 委員：なし</p> <p>●事務局 環境安全部長、ごみ対策課長、ごみ対策課職員3名</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合 はその理由	-	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 会議録の承認</p> <p>3. 議事</p> <p>（1） 一般廃棄物処理基本計画（骨子案）について</p> <p>（2） 災害廃棄物処理計画（骨子案）について</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>				
配布資料	<p>次 第</p> <p>令和3年度第2回東久留米市廃棄物減量等推進審議会会議録</p> <p>資料 1 一般廃棄物処理基本計画（骨子案）</p> <p>資料 2 一般廃棄物中の食品ロス量について</p> <p>資料 3 プラスチックの減量・資源化について</p> <p>資料 4 災害廃棄物処理計画（骨子案）</p>				
問い合わせ先	<p>東久留米市環境安全部ごみ対策課</p> <p>電話：042-473-2117（直通）</p>				
会議経過（意見等要約）					
<p>1. 開会</p> <p>出席状況の確認。今回は全員出席。</p> <p>会議の成立</p> <p>東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第11条第5項の規定によ</p>					

り、委員の過半数が出席しているため、会議は成立となる。

2. 会議録の承認

第2回審議会会議録は委員から異議がなく、承認された。
傍聴人の確認。今回は傍聴人の出席はない。

3. 議事

(1) 一般廃棄物処理基本計画の策定について

【会長】

一般廃棄物処理基本計画（骨子案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料1「一般廃棄物処理基本計画（骨子案）」に基づき、一般廃棄物処理基本計画の骨子案について説明。

減量化・資源化目標

前回計画の目標値はごみの有料化により達成可能と想定していたが、コロナ禍や消費増税等の影響により達成が難しいと考えられる。今後のコロナ禍の状況等の社会情勢を予測したうえで目標値を設定することは難しいため、前回計画の目標を本計画でも引き継ぎ、令和18年度までに家庭ごみ原単位は505 g/人・日、ごみ原単位は687 g/人・日を目標とすることを説明。

ごみ処理基本計画

本計画で定めた目標を達成するために必要なごみ減量に対する施策案を記載。

資料2「一般廃棄物中の食品ロス量について」に基づき、食品ロスについて説明。

一般廃棄物中の食品ロス量について

平成30年度における国民1人1日当たりの家庭系の食品ロス量が約60 gと想定され、これは令和2年度の東久留米市の家庭ごみ原単位の約10%を占めており、食品ロス量を半分程度まで削減することにより、令和18年度に家庭ごみ原単位を505 g/人・日とする目標を達成できる想定であると説明。

資料3「プラスチックの減量・資源化について」に基づき、プラスチックごみについて説明。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

「プラスチックに係る資源循環の推進等に関する法律案」における地方公共団体の責務、及び個別の措置事項における市町村関連の事項を記載。

プラスチックのリサイクル技術開発状況

プラスチックをリサイクルする革新的なプロセス技術の開発についての現状を記載。

【会長】

ただいまの事務局の説明につきまして、まず資料1、p.44-47の目標値の設定について特にご意見・ご質問等いただければと思います。

目標値としては、前回計画では令和3年度の家庭ごみ排出量原単位の505 g/人・日、ごみ排出量原単位687 g/人・日が設定されていましたが、コロナ禍や消費増税の影響から、

令和3年度にこの目標値を達成することが難しいと考えられます。改めて、15年後の令和18年度を目標として目標値を設定するものです。

【委員】

p.44の目標値の設定ですが、本計画は令和18年度を計画目標年度としているのに、焼却残渣量の目標値が令和7年度、ごみ排出量の目標値が令和12年度となっている理由を記載したほうが良いと思います。

また、p.45、図23のごみ排出量の見通しですが、「ごみ排出量」という表記がp.44の表記と同様であるため、令和12年度のごみ排出量の予測がp.44では31,396 t、p.45では21,789 tとなっており、数値が違うのではないかと思われてしまう。p.45のごみ排出量は、持込ごみを除く家庭ごみと思われるので、表記を家庭ごみ排出量等に変更したほうが良いのではないのでしょうか。

【事務局】

目標値についてはそのように詳細に記載します。また、図23についても書き方を改めます。

【委員】

コロナ禍のごみ排出に対する影響等、社会情勢が読めないという話がありました。目標値の設定をする際に考慮・検討したことが分かるように、そのような文言を計画内に記載したほうが良いのではないのでしょうか。

【事務局】

そのような文言の適切な箇所への追記を検討します。

【会長】

続きまして、目標値の達成に向けて、どのような施策があるかということについて資料1、p.48-51にて説明されています。これについてご意見・ご質問等ありますでしょうか。

【会長】

具体的な施策について、追記・修正をした部分はどこでしょうか。

【事務局】

p.48の食品ロス削減について、宴会の開かれていないコロナ禍において30・10運動の実施はあまり意味がないのではないかと、というご指摘を踏まえ、「アフターコロナの社会を見据え」という文言を追加しました。

p.49のプラスチックごみの発生抑制・資源循環の推進について、すでにレジ袋の有料化が実施されていることを踏まえ、「プラスチックごみの発生抑制の維持」というように文言を変更しました。

p.49の啓発活動等の強化について、SDGsの目標の周知に関する文言を追加しました。

p.52の戸別収集の実施について、高齢者世帯に対するごみ出しサポート事業の試行実施について追加しました。

【会長】

本計画は、1年毎に策定される実施計画とは異なり、長期的な施策を考えるものとなります。これらを踏まえ、具体的な施策について検討すべき点等があれば、ご意見をよろし

くお願いいたします。

【会長】

p.48の家庭ごみ有料化はすでに導入されているので、料金の改定等に文言を変更してもよろしいのではないのでしょうか。

【事務局】

料金の改定まで言及することは難しいので、家庭ごみ有料化の効果の検証というような形にしたいと思います。

【会長】

そのようにお願いいたします。

【委員】

東久留米市の食品ロス排出の現状はどのようになっているのでしょうか。例えば、月別の種類ごとの食品ロスの処理量のデータがあれば、対策を立てやすくなるのではないのでしょうか。

【事務局】

家庭系ごみにおいては、生ごみは可燃ごみの一部として排出されるため、東久留米市の詳細な食品ロスのデータを把握することは難しいと思われます。また、事業系ごみにおいては、一部、生ごみを区別して排出しているケースがあるので、そのようなデータを把握することは可能な場合があります。

食品ロスの実績データについては、環境省がモデル地域として数市町村を選定して、その地域のデータを調査していますが、毎月の調査は行われていないため、月別のデータの把握は難しいと思われます。

一方で、自治体独自でごみ質調査を行っており、最近では食品ロスに焦点を当てた調査が行われるようになってきているため、数年後にはその調査データが出てくるのではないかと考えられます。

【会長】

食品ロスに注目されるようになったのが最近であるため、データについてはこれから出てくる段階にあると思われます。

【委員】

p.55の下水道普及率について、令和2年度は99.7%となっています。東久留米市では、建設現場が多くなっており、それにともない仮設トイレが増えてきています。仮設トイレで発生したし尿は柳泉園に搬入されているのでしょうか。搬入されている場合、下水道普及率が100%となることは難しいのでしょうか。

【委員】

仮設トイレのし尿は柳泉園に持ち込まれているため、持込し尿が0となることは基本的にないと思われます。

【事務局】

下水道普及率について、水洗化率だと思われますので、そのように説明を加えます。

【委員】

p.48の家庭ごみ有料化導入による効果の検証に記載されている毎年の点検とは、具体的にどのようなことをしていくのでしょうか。

もし、料金改定の話もあるのでしたら、家庭ごみ有料化導入により、ごみが減量している実感があるので、個人的には収集袋の料金や収集体制は現状維持でよいのではないかと思います。

【事務局】

毎年度の点検を行うのは、環境省の一般廃棄物有料化の手引きの中で、有料化の実施状況やその効果についての点検を毎年度行うよう記載されているためです。

点検の内容については、袋の値段ではなく、ごみ量の推移、資源化の進み具合を見る、というものです。

そもそも、ごみの有料化はごみの減量、ごみ処理料の負担の平等化、ごみ問題に対する意識の向上を目的に導入しています。こういった点を踏まえ、ごみ量・資源化についての点検をしていきます。

収集袋の料金については、東久留米市は、有料化を導入している多摩地域の25市のうち13市と同様の料金としております。今後も減量化・資源化を目指していく中で、妥当な料金であるということを示すことができればと思います。

【委員】

ごみの有料化はごみの減量化を目的としているものであり、有料化によるごみ減量の効果についてはもう少し長い目で見てもよいのではないかと思います。

生ごみ処理機器購入助成金制度についてですが、助成金額の記載場所、金額等が分かりにくいのではないのでしょうか。

【事務局】

助成金額制度に関する情報は、毎年、ホームページや11月のごみの特集号において記載しています。情報の記載場所が足りない、という意見として受け止め、今後記載場所等について検討します。

【委員】

p.52のごみ出しサポート事業について、サポートの対象となる障がい者はどのような方なのでしょうか。

【事務局】

具体的には、「要介護状態区分が要介護4又は要介護5の認定を受けた方」、「身体障害者手帳1級又は2級の認定を受けた方」、「精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方」、「愛の手帳の交付を受け、障害の程度が1度又は2度の方」を対象としております。特に、対象年齢、障がいについては特定をしていません。支援を受けてもなお、市が定めたルールで対応が難しい方を対象として試行実施しています。

【委員】

この制度には対象となる方自身が申請する必要があるのでしょうか。

【事務局】

対象となる方自身だけでなく、支援事業所からの申請も受け付けています。

【委員】

家庭ごみ有料化の導入による効果の検証について、収集袋の料金は妥当なのではないかと思えます。

一方で、収集袋のデザインについて意見があります。分別品目の中で、特にプラスチックごみの分別の間違が多いと思うのですが、収集袋にプラマークを表記することにより、分別品目がより分かりやすくなるのではないのでしょうか。効果の検証の中で、このような袋のデザインについての議論を行っていただくことは可能でしょうか。

【事務局】

プラマークを収集袋に表記するという点について、プラマークが容器以外にも表記されている場合もあるので、情報の提供という形での対応を検討したいと思います。

また、袋のデザインについては今後も研究する余地があると思えます。

プラマークのついているものの紹介を別の機会に行いたいと思えます。

【委員】

資料2は、皆様の食品ロス削減についての理解を深めることができるのではないかと思いますので、コラムといった形で本計画に記載することは可能でしょうか。

資料3のプラスチックの減量・資源化については少し理解が難しいので、概要といった形で本計画に記載することは可能でしょうか。

また、p.44の目標値の設定の部分では、現状施策を継続した場合は、「令和12年度のごみ排出量の予測は31,396 t/年ですが、平成24年度から10%削減の29,856 t/年を目指します。」という記載になっています。現状施策と目標を達成に向けた新たな施策を区別するために、p.48からのごみ排出抑制計画の記載も、「これまで①に掲げるような施策を進めてきて一定の効果を上げてきたが、さらにこれまでの施策の充実強化を図るとともに、②に掲げる施策にも取り組むことで目標達成に努めます。」のように、2段に分けるようにしたほうが良いのではないのでしょうか。

【事務局】

今回は骨子案ということで、このような表記となっております。今後、市民の方々にも親しみやすいデザインにしていくため、委員の指摘を含め検討・修正いたします。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定について

【会長】

災害廃棄物処理基本計画（骨子案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料4「災害廃棄物処理計画（骨子案）」に基づき、災害廃棄物処理計画の骨子案について説明。

総則

計画策定の背景・目的、計画の位置づけ、計画の対象、災害廃棄物処理の目標期間、災害廃棄物処理の基本方針について記載。

東京都が策定した災害廃棄物処理計画、東久留米市が策定した地域防災計画をもとに、東久留米市の災害廃棄物処理計画が策定されることを説明。

災害廃棄物対策体制

処理主体の役割、組織体制・指揮命令系統、業務内容と役割分担、情報収集・連絡体

制、協力・支援（受援）体制について記載。

ごみ及びし尿処理に係る協定を抜粋し、記載していること、協定相手としては国や東京都、他市、民間団体があることを説明。発災時、ごみ及びし尿処理以外にも必要とされる機材を確保できるように、協定を結ぶ必要性があることを説明。

計画条件

対象とする災害と被害想定、災害廃棄物の種類、災害廃棄物量の推計、災害廃棄物の処理可能量について記載。

本計画の被害としては、被害が最も大きいと想定される冬の夕方18時に多摩直下地震が発生した場合を想定していることを説明。本市における災害廃棄物発生量の最大想定は約24万tであり、現在の中間処理施設の処理可能量を超え、仮設中間処理施設が必要になる可能性があることを説明。

仮置場の開設

仮置場の役割、仮置場の必要面積、仮置場の選定、仮置場の管理・運営、環境対策、モニタリング、火災対策について記載。

本市における災害廃棄物発生量の最大想定24万tを置くために必要な一次仮置場面積は約8万 m²であることを説明。

災害廃棄物処理計画

災害廃棄物の処理の流れ、災害廃棄物の処理・処分方法、処理施設対策、排出ルール・収集運搬体制、資機材（必要な施設や設備等の備え）について記載。

災害廃棄物は極力資源化する計画であることを説明。

し尿処理計画

し尿発生量の推計、し尿の収集運搬体制、し尿の処理・処分方法、仮設トイレについて記載。

仮設トイレ、あるいは簡易トイレの必要な個数、現在の備蓄状況をまとめていることを説明。各家庭から排出される簡易トイレやおむつ等のごみの処理方法については、柳泉園組合と調整中であることを説明。

実効性の確保

計画の見直し、災害廃棄物処理事業の進捗管理、教育・訓練、住民への啓発・広報、災害廃棄物処理事業費補助業務について記載。

本計画は発災前に、発災後を想定して策定する計画であり、発災後の状況に合わせて処理計画を作成する必要があることを説明。本計画では、これまでに起きた地震・風水害の経験をもとに作成されており、新たな知見があった場合、その知見をもとに順次改定されていくことを説明。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

【委員】

p. 29に記載されている焼却処理施設の処理可能量は東久留米市のみのものでしょうか。もし3市すべての場合には欄外にそのような旨を記載したほうが良いのではないのでしょうか。

また、柳泉園組合ではp. 30、表25に記載されている項目の1つであるコンクリートがら

は持込を断っています。

【事務局】

まず、p.29の処理可能量については、柳泉園組合が持っている施設の処理能力で災害廃棄物をどれだけ処理できるのかを推計しています。処理可能量については3市を含めたものとなっているため、そのような旨を記載いたします。

コンクリートがらについては、p.41、図13に示した通り中間処理をしたうえで、再生砕石等として利用するよう示されています。現段階で利用できる中間処理施設は柳泉園組合の施設しかないため、コンクリートがらが柳泉園組合で処理できない場合は、他の民間処理施設を探す等で対応することを検討します。

【委員】

2次仮置場は東久留米市が独自に探すものなのでしょうか。

また、避難者の数に対して簡易トイレが足りないと思われるので、平時から市民自身が準備すべきものを周知すべきではないでしょうか。

【事務局】

2次仮置場は、必要面積を推定したうえで探していく必要があります。なお、具体的な仮置場の場所については検討中であるため、本計画の中で明記しない予定です。

発災時に備えて準備すべきものを周知する、ということは他課でも行っており、他課と調整しながら考えていきます。

【委員】

東日本大震災では、ガスの復旧に60日ほどかかったという話を聞きました。東久留米市では、地盤の問題からあまりコンクリートがら等のごみは出ない一方で、各家庭におけるガスボンベの利用に伴い、使用済み、もしくは使用中のガスボンベのような危険なごみが多く出てくると考えられます。このような危険なごみの対策を優先的に行っていただきたいです。

【事務局】

そういった生活をする中で発生するごみの収集は常時行う予定です。地震と風水害の場合で、出てくるごみの種類が異なること等を考慮しながら計画を策定していきます。

4. その他

【会長】

次第の「その他」について、委員の皆さん・事務局から何かご質問・ご意見・ご説明等がありますか。

【事務局】

次回（第4回）の開催日程は、10月8日（金）10時から703会議室で予定しています。

5. 閉会

以上をもって、予定の議事は全て終了。

令和3年度第3回東久留米市廃棄物減量等推進審議会を閉会する。